

正

平成21年(行コ)第269号 ハッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件  
控訴人 柏村忠志 外19名  
被控訴人 茨城県知事 外1名

本

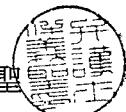
## 証拠申出に対する意見書

平成25年5月7日

東京高等裁判所第10民事部 御中

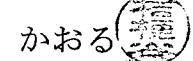
被控訴人両名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖

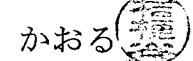


被控訴人茨城県知事指定代理人

小 又 眞 澄



桔梗谷 かおる



大 高 誠



朝 日 昭



齊 藤 正



渡 辺 北



岩 田 孝



金 井 政



志 田 健



和 田 幸



柴 田 隆



堀 江 義



藻 垣 功



磯 崎 博

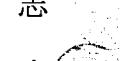


栗 原 志



被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

栗 原 武



控訴人らの証拠申出書（平成25年4月16日付け）による証人尋問の申出に対する被控訴人の意見は、以下のとおりである。

## 第1 意見の趣旨

控訴人らの証人尋問の申出はいずれもこれを却下するとの裁判を求める。

## 第2 意見の理由

1 本件事案の性質上、当審で証人尋問を実施するのは適切ではなく、その必要性もない。

本件は、被控訴人ら準備書面（6）及び同（7）に述べたとおり、実体判断に踏み込んでご審理ご判断を頂くような事案ではなく、法律問題のみで結着する事案であり、またそのようにすべき事案である。

(1) すなわち、建設費負担金や受益者負担金の国庫への納付は、国土交通大臣の納付の通知に重大かつ明白な瑕疵（あるいは一見明白な瑕疵＜乙152号証、乙347号証の1・2＞）がない限り、違法となることはあり得ないが、本件でそのような瑕疵がないことは自明であるため、実体判断に踏み込む必要はなく、また、審理の対象を財務会計行為に限定している住民訴訟の性質上踏み込むことは適切さを欠く。なお、本件で瑕疵の明白性が欠如していることは、被控訴人ら準備書面（6）17頁に挙げた2つの最高裁判例のほか、後述する東京都控訴審判決（乙346号証）27頁が挙げる最高裁昭和44年2月6日第一小法廷判決から明らかである。

(2) 原判決は、建設費負担金につき「八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げずに建設費負担金を支出したことが合理的な裁量の範囲を逸脱したものといえる場合」との基準を設定し、また、受益者負担金につき「先行行為（国土交通大臣の納付の通知）が著しく合理性を欠きそのためその先行行為に予算執

行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて知事が本件財務会計行為を回避できる特殊な事情があるとき」との基準を「違法無効」の基準に付加した上で、実体判断をしているが、これらの基準が適切でないことは被控訴人ら準備書面（6）に述べたとおりである。

また、東京都控訴審判決は、建設費負担金と受益者負担金の両者につき「原因行為について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるとき」という基準を設けて実体判断に入っているが、被控訴人ら準備書面（7）に述べたように、これは用いられる場面の異なる2つの基準を無理につなぎ合わせたものであり、処分自体に存する瑕疵と財務会計行為者からみた瑕疵とを混同しており、さらに、処分により財務会計行為が義務付けられているのに財務会計職員において予算執行の適正確保の見地から当該財務会計行為を行うことの可否を左右できるはずがないなど、基準として到底批判に耐えられるようなものではなく、そのためこの基準を基に実体判断に踏み込むことは適切ではない。

原判決や東京都控訴審判決の示した実体判断に関わる事項を直接請求手続で問題とするのであれば、住民監査請求・住民訴訟ではなく、事務監査請求によらなければならない。これらの実体判断に関わる事項は住民監査請求手続において監査委員が事実上監査することのできない国の事務に関するものであり、また、住民訴訟は元々国の事務を対象とするようなことを想定していないため、このような事項を住民訴訟の段階で審理の対象とすることは制度の趣旨・目的にもとるといえる。さらに、本訴は極端な住民訴訟の濫用例であり、このようなものに実体判断をもって報いることはいかにも不合理である。

(3) なお、被控訴人らがこれまで利水、治水等の実体関係について説明して来たのは、本件が政治問題化したため実体についてのご理解を得るため等であ

り、実体判断を求めるためのものでないことは従前繰り返し述べたとおりである。

2 個別的にみても、本件での証人尋問は不適切であり、その必要性もない。

(1) まず、本件及び本件と同種事件に係る第一審並びに東京都知事らを被控訴人とする控訴審（貴庁第5民事部平成21年（行コ）第213号公金支出差止等請求（住民訴訟）控訴事件（乙346号証）。以下「東京都控訴審訴訟」という。同控訴審の原審東京地方裁判所平成16年（行ウ）第497号事件（乙265号証の1・2）を以下「東京都訴訟」という。）において行われた証人尋問の経緯について、説明することとする。

#### ア 第一審において行われた証人尋問について

第一審において行われた証人尋問については、本件の原審と群馬県知事らを被告とする事件（貴庁第11民事部平成21年（行コ）第261号公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件の原審である前橋地方裁判所平成16年（行ウ）第43号事件（乙266号証の1・2）。以下「群馬県訴訟」という。）と千葉県知事らを被告とする事件（貴庁第22民事部平成22年（行コ）第47号公金支出差止等請求控訴事件の原審である千葉地方裁判所平成16年（行ウ）第68号事件（乙267号証の1・2）。以下「千葉県訴訟」という。）の3事件との間で、共通の問題（治水、ダムサイト、地すべり、環境問題）に係る人証については、重複しての尋問を避けるため、水戸、前橋、千葉の各地方裁判所で分担し、尋問を行っていない裁判所においては当該の証人調書を証拠として提出することとし、各裁判所においてこの方針に沿って尋問が実施された（このような取扱いは、この3事件の被告側訴訟代理人が同一であることも一因である。なお、これら3件と同種の訴訟は、東京都（乙265号証の1・2）のほか、埼玉県、栃木県でも提起されており、東京都を除き現在貴庁に継続中である。）。

(ア) すなわち、本件の原審（水戸地方裁判所）においては、いずれも治水について、元国土交通省関東地方整備局河川部長（以下、職名は当時のもの）河崎和明、新潟大学教授大熊孝、元茨城県土木部河川課長早乙女秀男の各証人尋問が実施され（いずれも原告側の申請であるが、うち河崎証人、早乙女証人は弾劾目的といえる。），群馬県訴訟（前橋地方裁判所）においては、ダムサイトについて元通商産業省職員坂巻幸雄（乙242号証の3），地すべりについて京都大学名誉教授奥西一夫（乙244の号証3），環境問題について財団法人世界自然保護基金ジャパン花輪伸一（乙246号証の3）の証人尋問が実施され、千葉県訴訟（千葉地方裁判所）においては、治水について千葉県国土整備部河川整備課企画調整室長高澤秀昭（乙223号証）の証人尋問（原告側の弾劾目的証人である。）が実施され、本件の原審においては、上記の各かっこ書きの書証に示したとおり、群馬県訴訟及び千葉県訴訟における治水及び地すべり等についての証人調書を証拠として提出した（控訴人側からも提出されている。）。なお、大熊孝については、東京都訴訟（東京地方裁判所）においても重ねて尋問が実施されている（甲F3号証）。

(イ) 利水については、各県固有の問題として各自に証人尋問が行われております、本件の原審においては、元東京都職員嶋津暉之、土浦市議会議員柏村忠志、元茨城県企画部水・土地計画課長根本雅博、茨城県企画部水・土地計画課長仙波操の証人尋問が実施されている（いずれも原告側の申請であるが、うち根本証人、仙波証人は弾劾目的といえる。）。

#### イ 東京都控訴審訴訟における証人尋問について

東京都控訴審訴訟判決（乙346号証）は、被控訴人ら準備書面（7）に述べたとおり、実体についての審理判断に踏み込んでいるという点で当を得たものとは言い難いが、平成24年10月18日付け上申書のとおり、控訴人側から9名の者（被控訴人本人として、東京都水道局長増子敦、証

人として、元東京都職員嶋津暉之、早稲田大学法学部教授田村達久、国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博、新潟大学名誉教授大熊孝、東京大学大学院教授小池俊雄、拓殖大学准教授関良基、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二、東京都建設局河川部長飯塚政憲の8名)についての人証申請がなされたが、嶋津暉之(利水関係)及び関良基(治水関係)の2名のみが採用された。このうち、関良基の証人調書については、当審において書証(乙317号証)として提出済みである。

他の7名については、増子敦は、第一審で東京都水道局職員を尋問済みであること、田村達久は、同人作成の書面(甲A17)に基づき裁判所が判断を行うことで足りること、山田邦博は、関良基の尋問(乙317号証)や本件の原審における河崎和明元河川部長の証人調書とこれまで提出された書面及び証拠をもって判断には十分足りること、大熊孝は第一審で尋問済みであること(甲F3号証)、日本学術会議河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会委員長(東京大学大学院教授)小池俊雄は、議事録等をもって判断には十分足りること、荒川泰二及び飯塚政憲は改めて控訴審で尋問を行う合理性はないことなどの理由が示されて、上記2名の者のみが採用され、その余の人証申請は却下され、判決(乙346号証)に至っている。

#### ウ 本件の証人尋問申請について

控訴人らの平成25年4月16日付け証拠申出書によれば、本件の控訴審において、治水関係6名(国土交通省関東地方整備局河川部長山田邦博(同人は平成24年9月11日付けで国土交通省水管理・国土保全局治水課長の職にある。なお、現在の国土交通省関東地方整備局河川部長は泊宏である。), 新潟大学名誉教授大熊孝、東京大学大学院教授小池俊雄、拓殖大学准教授関良基、関東地方整備局河川部河川計画課長荒川泰二、茨城県土木部長小野寺誠一(同人は平成25年4月1日付けで国土交通省都市局都

市政策課都市環境政策室長の職にある。なお、現在の茨城県土木部長は立藏義明である。），利水関係2名（元東京都職員嶋津暉之、土浦市議会議員古沢喜幸），地すべり関係1名（坂巻幸雄）の合計9名の証人尋問を求めている。

このうち、元茨城県土木部長小野寺誠一、土浦市議会議員古沢喜幸及び坂巻幸雄の3名を除く6名については、上記イのとおり、東京都控訴審訴訟において人証申請が行われた者と一致しているが、前述のとおり第5民事部は嶋津暉之及び関良基の2名の尋問を行い、その余の人証申請については却下している。また、治水関係のうち、山田邦博、小池俊雄、荒川泰二、小野寺誠一の4名は弾劾目的である。

エ 上記した証人尋問の経緯等からしても、本件における証人尋問の実施は不適切であり、その必要性もない。

（治水関係）

（ア）大熊孝（新潟大学名誉教授）、関良基（拓殖大学政経学部准教授）

大熊については、既に本件の原審で尋問を実施しているだけでなく、東京都訴訟（甲F3号証）でも行われている。

関については、東京都控訴審訴訟において尋問が実施されている（乙317号証）ので重ねて尋問する必要はない。なお、同人は森林政策学が専門で、流出解析の専門家ではない（乙318号証）。

両名の尋問は不要である。

（イ）小池俊雄（日本学術会議河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会委員長、東京大学大学院教授）

相手方の主張立証の弾劾のためには自らのよって立つ主張立証が一定の合理性を持っていることが必要であろうが、被控訴人らの各準備書面で詳細に説明し立証してきたように、控訴人らの主張は科学的根拠のない全く失当のものでしかなく、このようなものを前提にした弾劾尋問は意味をな

さす、粗探ししないし嫌がらせのための申請でしかない（第一審における各調書をチェックして頂ければ明らかであるが、群馬県訴訟、千葉県訴訟及び本件の原審での弾劾尋問はいずれもそのような類のものでしかなかつた。）。本訴が濫用の濫用たる所以であり、このようなもののために第三者を呼び出して弾劾のための尋問を行うことは、著しく不適切である。

東京都控訴審訴訟においても指摘されているが、日本学術会議における審議や結果は、議事録等（乙312号証、乙313号証及び乙318号証）で十分明らかである。

(ウ) 山田邦博（元関東地方整備局河川部長）、荒川泰二（同局河川部河川計画課長）

弾劾のための申請であるが、上記同様呼び出して尋問するようなことは適切さを欠く。

東京都控訴審訴訟においても指摘されているが、関東地方整備局（河川部）関係については、本件の原審における河崎和明元河川部長の証言で明らかであり、重ねて両名の弾劾尋問を実施する必要はない。

(エ) 小野寺誠一（元茨城県土木部長）

弾劾のための申請であるが、上記同様呼び出して尋問することは適切さを欠く。

また、立証趣旨である八ッ場ダムによって茨城県が著しい利益を受けるか否か等についての茨城県の見解は、本件の原審において元茨城県土木部河川課長早乙女秀男の証人尋問で明らかにされているので、重ねて弾劾尋問をする必要はない。

なお、八ッ場ダムの検証等を含め、利根川の最下流に位置する茨城県において八ッ場ダムが治水上必要であることについては、被控訴人ら準備書面（2）・同（4）及びそこに挙げた証拠により明らかであろう。

(利水関係)

(ア) 嶋津暉之（元東京都職員）

原審で尋問済みであり、重ねて尋問をする必要はない。なお、原審の尋問結果の補充が必要だというのであれば、意見書の提出で十分足りる。

控訴人らは、茨城県では水余りだから八ッ場ダムは不要であるとして、同人により水余りの立証をしようとしているようであるが、東京都控訴審判決が指摘しているとおり、また被控訴人ら準備書面（7）（7頁）に述べたとおり、国土交通大臣の建設費負担金に係る納付の通知は、茨城県における利水上の必要性を要件とするものではなく、ダム使用権設定予定者の地位にあることに基づくものであるから、同人の尋問をしても何の意味もなく、不要である。

(イ) 古沢喜幸（土浦市議会議員）

上記（ア）に述べたとおり、本件において茨城県における利水上の必要性のいかんを立証しても意味がない。

また、同人に関する立証趣旨については、原審において同じ土浦市議会議員である柏村忠志証人の尋問が実施されているため、重ねて尋問をする必要はない。

なお、八ッ場ダム建設事業への参画は、被控訴人ら準備書面（8）等に述べたとおり、今後つくばエクスプレス沿線開発等により、現在確保している水源では供給水量の不足が見込まれる県南及び県西広域水道用水供給事業の水源を確保する必要があるため行われたものである。

（地すべり関係）

坂巻幸雄

群馬県訴訟において尋問が実施されているので（乙242の3号証），重ねて尋問する必要はない。

また、本件の原審においても同人の証人尋問の申出がなされているが、原審では却下されており、当審において同様の立証趣旨をもって証人尋問

を実施する意味はない。

なお、地すべりの危険性の問題は、国（国土交通省）の所管に属する事項であり、茨城県は当事者としての立場にはないため、反対尋問をする立場ではなく、また、「『H22八ッ場ダム周辺地状況検討業務報告書（平成24年2月）日本工営株式会社』の検証」（乙第339号証）は、本件の調査等に携わっていない国家試験に合格したいち技術士（坂巻幸雄）が、ほとんど国土交通省の報告書の記載のみをもとにして、国土交通省とは異なる意見を一方的に述べているだけのものでしかないが、同技術士の意見はこれを読めば足りる。

### 第3 結論

以上に述べたとおり、本件における証人尋問は不要であり、その申立はいずれも却下されるべきものである。

以上